

愛川町監査委員公表第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年7月6日

愛川町監査委員 小林 晴 男

愛川町監査委員 佐藤 り え

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項による監査）

2 監査の実施期間

令和5年6月28日から7月4日まで

3 監査の対象及び方法

教育委員会教育総務課、指導室、教育開発センター、生涯学習課、スポーツ・文化振興課所管の令和4年度予算の執行等財務に関する事務並びに分掌事務、職員の配置状況、重点事業計画とその進捗状況及び実績、負担金、補助金、交付金、使用料等、公金の取り扱い、公有財産の増減、行政財産の目的外使用等の執行等（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）について、抽出により審査し、併せて現地調査を実施した。

4 監査の手続き

愛川町監査基準（令和2年監査告示第1号）及び令和5年度監査等年間計画等による

5 監査の結果

教育委員会教育総務課、指導室、教育開発センター、生涯学習課、スポーツ・文化振興課

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項は、文書及び口頭により指導した。

6 意見

(1) 町立小中学校屋内消火栓ホース購入について(教育総務課)

町では、毎年、消防法に基づく消防防災設備点検を実施し、所有する建物に設置された自動火災報知設備や消火栓、誘導灯、消火器等の消防防災設備の維持管理に努められています。

教育総務課では、耐用年数が満了した屋内消火栓ホース（小学校分38本、中学校分44本、合計82本）が、所管する各小中学校の校舎及び体育館の消防防災設備点検で指摘があり、令和4年度に更新したとのことですが、既存ホースの処分費まで含めて積算していました。

この処分対象のホースは、消防課が行う「町内事業所の消火訓練指導」

でも使用できるものでありますので、今後、屋内消火栓ホースを更新する際には、事前に消防課と協議し、経費削減に努められたい。

また、他課等においても同様のケースがありましたら参考とされたい。

(2) 電子図書館事業について(生涯学習課)

町内に在住・在勤・在学の方で、図書館の利用カードをお持ちの方が、インターネットを通じて、いつでも利用できるよう、電子書籍の貸出しができる電子図書館を構築し、令和5年3月20日に運営を開始したとのことです。

電子図書館事業費は、252万9,967円(システム導入業務委託費77万円、電子書籍468冊の購入費175万9,967円)で、運営開始から5月末時点までの貸出冊数が168冊、利用人数が57人でした。

本事業については、町ホームページや広報紙等で周知されていましたが、実績を見る限りでは、周知が十分とは言い難く、周知方法の工夫や、利用者ニーズの把握に努める必要があるのではないかと思います。

また、本町小中学校の児童生徒へはGIGAスクール構想で導入した端末が配付されており、新たに費用を掛けずとも電子図書館利用に必要な環境が既に整えられているため、授業に用いる新たなツールとして電子図書館を活用することができます。電子図書館の利用促進はGIGAスクール構想の理念にも沿うため、電子図書館の利用促進に向け学校との連携強化に期待したい。

なお、この電子図書館導入の予定は10月でしたが、結果は年度末となりました。着手時期が遅く、尚且つ導入に係るプロポーザル手続きや選書に時間を要したためです。早期に導入できていれば、コロナ禍で外出を控えていた方に多く利用していただけたのではなかろうか。今後は、計画的に事業を遂行されるよう心掛けられたい。

(3) 三増公園更衣室シャワー給湯器交換修繕について

(スポーツ・文化振興課)

令和4年度当初予算に計上された「三増公園更衣室シャワー給湯器交換修繕」が執行されていませんでした。

所管課の説明では、令和5年1月に事務手続きを開始したが、業者から、「給湯器が新型コロナウイルスの影響で不足しており、年度内に入手することが困難で、年度内の交換修繕はできない。」との報告を受け、やむなく執行を見送ったとのことでした。

本来であれば、令和3年12月頃から給湯器不足が深刻で入手に時間

が掛かる状況を鑑み、令和4年度当初に事業を着手すべきであった。公園利用者が快適に使用できるよう早期に修繕されたい。

また、機を逸することなく事業を遂行するために、今後は、世の中の動向にも注視するよう心掛けたい。